

規則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十三号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和五十一年埼玉県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「及び農業協同組合中央会」を削る。

第五条第四号中「農業協同組合中央会及び信用農業協同組合連合会」を「連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十三条第五項各号に掲げる事業の全部又は一部を行うもの及び信用事業を行うものに限る。）」に改める。

第七条第二項中「第十一条の四第二項」を「第十一条の八第二項」に改める。

第八条の見出し中「承認申請」の下に「及び届出」を加え、同条第一項中「第十条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の十七第三項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の十七第四項」に改める。

第九条の見出し中「承認申請」の下に「及び届出」を加え、同条第一項中「第十条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 組合は、法第十一条の四十二第三項の規定により信託規程の変更の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 信託規程の変更の理由書
- 二 新旧条文を対照した書類
- 三 総会議事録抄本

第九条に次の一項を加える。

3 組合は、法第十一条の四十二第四項の規定により信託規程を変更した場合の届出をしようとするときは次に掲げる書類を、廃止した場合の届出をしようとするときは第一号及び第三号に掲げる書類を届出書に添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 信託規程の変更又は廃止の理由書
- 二 新旧条文を対照した書類

三 総会議事録抄本

第十条の見出し中「承認申請」の下に「及び届出」を加え、同条第一項中「第十条の二十九第一項」を「第十一条の四十八第一項」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「前条第二項」に、「第十一条の二十九第三項」を「第十一条の四十八第三項」に改め、「又は廃止」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前条第三項の規定は、法第十一条の四十八第四項の規定により組合が宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止をした場合における届出に準用する。

第十一条の見出し中「承認申請」の下に「及び届出」を加え、同条第一項中「第十一条の三十二第一項」を「第十一条の五十一第一項」に改め、同条第六号中「第十一条の三十一第三項」を「第十一条の五十第三項」に改め、同条第二項中「第十一条の三十二第三項」を「第十一条の五十一第三項」に改め、「、廃止の承認を受けようとするときは第一号及び第四号に掲げる書類を」を削り、同項第一号中「又は廃止」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第九条第三項の規定は、法第十一条の五十一第四項の規定により組合が農業経営規程の変更又は廃止をした場合における届出に準用する。

第十二条を削り、第十一条の四を第十二条とする。

第十一条の三第一項中「農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号。以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同条を第十一条の四とし、第十一条の二の次に次の一条を加える。

（理事の定数の過半数を認定農業者等とすることを要しない場合の承認申請）

第十一条の三 組合は、農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号。以下「規則」という。）第七十六条の二第一項第三号イの承認を受けようとするときは、申請書に次掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

い。

- 一 正組合員である認定農業者の数が確認できる書類

- 二 選挙又は選任に著しい困難を生ずることとなる場合に該当する理由書

第十六条中「議決」を「決議」に改める。

第二十一条第三項中「次に掲げる」を「法第四十九条第二項又は第五十条第二項の規定による手続を経たことを証する」に改め、同項各号を削る。

第二十一条の四第一項中「第三条の五第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「第三条の五第五項ただし書」を「第三十二条第五項ただし書」に改める。

第二十三条第一項中「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「第六十四条第四項」を「第六十四条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次

の一項を加える。

2 組合は、法第六十四条第四項の規定により解散の届出をしようとするときは、届出書に総会の議事録謄本及び解散の登記に係る登記事項証明書のほか、前項第一号及び第三号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(解散組合の継続の届出)

第二十三条の二 組合は、法第六十四条の三第三項の規定により継続の届出をしようとするときは、届出書に総会の議事録謄本及び継続の登記に係る登記事項証明書のほか、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 継続の理由書

二 定款及び継続後の事業計画書

第二十四条の三中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に改める。

第二十四条の四中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に改める。

第二十四条の五中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に改め、「届出書に」の下に「総会の議事録謄本（法第七十三条第四項において準用する法第六十四条第一項第一号の事由により解散した場合に限る。）のほか、「を加え、同条第二号中「書類」の下に「（法第七十三条第四項において準用する法第六十四条第一項第一号の事由により解散した場合を除く。）」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 解散の登記に係る登記事項証明書（法第七十三条第四項において準用する法第六十四条第一項第三号の事由により解散した場合を除く。）

第二十四条の六中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に改める。

第二十四条の七中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改め、同条第三号中「第七十二条の十八の六又は第七十二条の十八の八」を「第七十二条の四十又は第七十二条の四十二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(解散農事組合法人の継続の届出)

第二十四条の八 農事組合法人は、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の三第三項の規定により継続の届出をしようとするときは、届出書に総会の議事録謄本及び継続の登記に係る登記事項証明書のほか、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 継続の理由書

二 定款及び継続後の事業計画書

第二十五条の見出し中「出資農事組合法人の」を「出資組合又は出資農事組合法人の株式会社への」に改め、同条中「出資農事組合法人は」を「出資組合（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合を除く。以下この条において同じ。）又は出資農事組合法人は」に、「第七十三条の十二」を「第七十三条の十」に改め、「届出書に」の下に「総会の議事録謄本のほか、」を加え、同条第一号中「出資農事組合法人の解散の」を「出資組合又は出資農事組合法人の組織変更の登記に係る」に改め、同条に次の一号を加える。

三 法第七十三条の三第六項において準用する法第四十九条第二項又は第五十条第二項の規定による手続を経たことを証する書類
第二十五条の次に次の一条を加える。

（非出資組合又は非出資農事組合法人の一般社団法人への組織変更の届出）
第二十五条の二 非出資組合又は非出資農事組合法人は、法第八十条において準用する法第七十三条の十の規定による組織変更の届出をしようとするときは、届出書に総会の議事録謄本のほか、次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 非出資組合又は非出資農事組合法人の組織変更の登記に係る登記事項証明書
二 組織変更計画書

三 法第八十条において準用する法第四十九条第二項又は第五十条第二項の規定による手続を経たことを証する書類

第二十六条中「議決」を「決議」に改める。

第二十八条第二項を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下この項において「改正法」という。）附則第十条に規定する存続中央会（以下この項において「存続中央会」という。）については、改正前の第一条第三項、第五条第四号及び第二十八条第二項の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第二十七条第一項の規定により解散したものとみなされた場合においてはその清算結了の登記の時、改正法附則第十二条の規定により組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有する。